

学生諸君へ

教務課教務係

「公欠」について（お知らせ）

公欠は、学生が教育活動の一環とみなされる活動に参加するために、あるいは社会通念上妥当とされる事由により授業に出席できない場合、その授業において通常の欠席の取り扱いをしない措置です。欠席を出席の扱いにする制度ではないので注意して下さい。公欠の対象となりうる事由は下表のとおりです。

該当する学生は、教務課教務係に備え付けの「公欠願」に記入し、添付書類とともに、事由ごとに定められた手続き期間に、教務課教務係に提出して下さい。

公欠が認められた場合は、その授業を担当する先生に自分で伝えて下さい。

< 公欠の対象となりうる主な欠席事由 >

公欠事由	公欠期間	添付書類	公欠願の提出時期
忌引き(二親等以内)の場合	一親等(父母等)及び配偶者:連続した7日間以内 二親等(祖父母・兄弟姉妹等):連続した3日間以内	・「会葬礼状」等	出席可能となった後一週間以内
学校保健安全法施行規則第19条に規定する伝染病に罹患した場合、又は感染した恐れがある場合	診断書などに記入されている出席停止期間	・医療機関発行の「診断書」又は「治癒証明書」 ・総合安全衛生管理機構発行の証明書等	出席可能となった後一週間以内
罹災証明が発行可能な天災に被災した場合	原則2週間以内	自治体発行の証明書	出席可能となった後一週間以内
教育実習、介護等体験、相談援助実習等に参加する場合	実習等に参加する期間	-	事前又は出席可能となった後一週間以内
課外活動において、北信越大会以上の公式大会へ出場する場合	大会に出場する期間	-	事前又は出席可能となった後一週間以内

学校保健安全法施行規則第19条に規定する伝染病
インフルエンザ、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)等
詳細は学校保健安全法施行規則第19条を確認して下さい。
<http://www.nsk-japan.com/kyosai/houki/houki06-2-2.html>